

◎新潟県告示第894号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
刈谷田川漁業協同組合
長岡市滝の下町4番35号
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後		変更前	
（釣堀的漁場） 第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。		（釣堀的漁場） 第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。	
（略）	<u>料金（税込み）</u>	（略）	料金
（略）	餌釣1日 大人 2,800円 未就学の幼児、小学生 2,300円 疑似餌1日 大人 3,500円 未就学の幼児、小学生 2,000円 <u>餌釣半日</u> 大人 1,500円 未就学の幼児、小学生 1,200円 <u>疑似餌半日</u> 大人 2,000円 未就学の幼児、小学生 1,200円	（略）	餌釣1日 大人 2,800円 未就学の幼児、小学生 2,300円 疑似餌1日 大人 3,500円 <u>女性 3,000円</u> 未就学の幼児、小学生 2,000円

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成30年8月7日